◆社会的要請に関する事項
④　環境の維持
・土留鋼矢板の施工時における水質汚濁対策：２点（３段階評価）
⑤　交通の確保
・土砂運搬及び資機材搬入時の一般交通（通行車両、歩行者）への影響低減対策：３点（３段階評価）
⑥　特別な安全対策
・海上施工時における一般船舶等に対する安全対策：９点（５段階評価）
・抑止杭施工時の重機等の転倒に対する安全対策：９点（５段階評価）
⑦　省資源対策またはリサイクル対策
・型枠材等の省資源対策又はリサイクル対策：１点（２段階評価）
◆施工上配慮すべき事項
⑧　据付精度の向上
・非越波護岸ブロックの出来形管理基準の向上（法線に対する出入）：５点（５段階評価）
・非越波護岸ブロックの出来形管理基準の向上（基準高）：５点（５段階評価）
◆契約後ＶＥにつながる基本的な考え方
⑨から⑷②までについては第１号⑦から⑷②までに同じ。

4　入札手続等
⑴　担当部局　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号（福岡第二合同庁舎）九州地方整備局総務部契約課契約第二係　電話092―471―6331㈹（内線2531又は2532）
⑵から⑷までについては第１号⑵から⑷までに同じ。
⑸　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし､支出負担行為担当官(以下「当職」という。)の承諾を得た場合は、紙により九州地方整備局総務部契約課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送（ファクシミリ）による提出は認めない。
①　入札書の締切日時
㋐　電子入札対応の場合　平成22年１月26日12時00分
㋑　紙入札方式による場合　平成22年１月26日12時00分
②　開札の日時及び場所　平成22年１月27日14時30分　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号（福岡第二合同庁舎）九州地方整備局総務部契約課入札室
⑹については第１号⑹に同じ。
5　その他
⑴から⑭については第１号⑴から⑭までに同じ。
6　Summary
⑴ and ⑵　the same above notice no. 1
⑶　Subject matter of the contract : Construction work for restoration of Ooita 10 Takasakiyama district 12BL Improvement in Ooita Prefecture
⑷, ⑸ and ⑹　the same above notice no. 1

○第３号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　福岡３号　黒崎高架橋上部工（Ｐ５～Ｐ８）工事
⑶　工事場所　福岡県北九州市八幡西区黒崎城石地内
⑷　工事内容
橋長：Ｌ＝172.0m
橋梁形式：鋼３径間連続非合成箱桁橋
⑸　工期　平成22年１月～平成23年３月
⑹　使用する主要な資機材　鋼材：約1,000ｔ
⑺から⑮までについては第１号⑺から⑮までに同じ。
⑯　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、鋼橋上部溶接部の品質確保の観点から、工場製作における完全溶け込み溶接継手部の検査に対して、請負者の費用により、全数非破壊検査を実施するものとし、更に、請負者による全数非破壊検査が終了（合格）した溶接継手部に対して、発注者の費用により、監督職員等の立会いの下、第三者検査機関による非破壊検査（超音波探傷検査）を実施する。
2　競争参加資格
⑴①については第１号①に同じ。
②　九州地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③については第１号③に同じ。
④　平成８年度以降に、元請けとして次に掲げる㋐～㋓の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)但し、㋐～㋒は同一工事とし、㋓は異なる工事でもよい。
㋐　道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋(モノレール及び新交通は除く)であること。
㋑　橋梁形式が鋼連続箱桁で、最大支間長が45m以上であること。
㋒　架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。
㋓　供用中の道路(日交通量10,000台以上)を交通規制して鋼橋(横断歩道橋は除く)の据え付け架設工事を行った工事であること。
ただし、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。
なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
⑤から⑧までについては第１号⑥から⑨までに同じ。
⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。
①　１級土木施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第15条第２号または、第７条第２号に掲げる者であること。
②　平成８年度以降に、工場製作の配置予定技術者は、上記⑴④の㋐及び㋑に掲げる同種工事の経験を有する者であり、架設工事現場の配置予定技術者は、上記⑴④の㋐～㋓に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
ただし、１人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。
また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。
なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
3　総合評価に関する事項等
⑴から⑴㋑③②までについては第１号⑴から⑴㋑③②までに同じ。
◆工事目的物の性能・機能に関する事項
③　品質の向上
③－１
・溶接継手部の疲労耐久性向上（疲労強度向上値）：12点（11段階評価）
③－２
・溶接継手部の施工品質向上対策（溶接継手部の品質）：５点（５段階評価）
◆社会的要請に関する事項
④　交通の確保
・桁架設（ベント、支承含む）及び足場作業時における、全面通行止めの延規制日数：10点（11段階評価）
⑤　特別な安全対策
・桁架設時のベント設備及びクレーンの転倒防止と桁架設終了後の交通解放時における桁の落下、転倒に対する安全対策：８点（５段階評価）